

# 原料管理制度について (原料帳簿など)

消費・安全局

令和2年7月30日

農林水産省

# 原料帳簿の設定の背景 1 (肥料の表示の重要性)

- 肥料は、**見た目**では、その**効果や安全性は判断できず**、生産に悪影響が出てても肥料が原因と特定することが困難であり、農家は粗悪な肥料や表示と異なる肥料を判別することが難しい。
- **肥料生産業者**と**農家**の間に**情報格差**が発生しやすいため、公正な取引が行われないうおそれがある。
- この格差を解消するためには、**適正な原料等の表示が重要**である。

## <化学肥料>

◆ 被覆複合肥料



## <汚泥肥料>

◆ 汚泥発酵肥料



## <産業副産物由来肥料>

◆ 副産窒素肥料



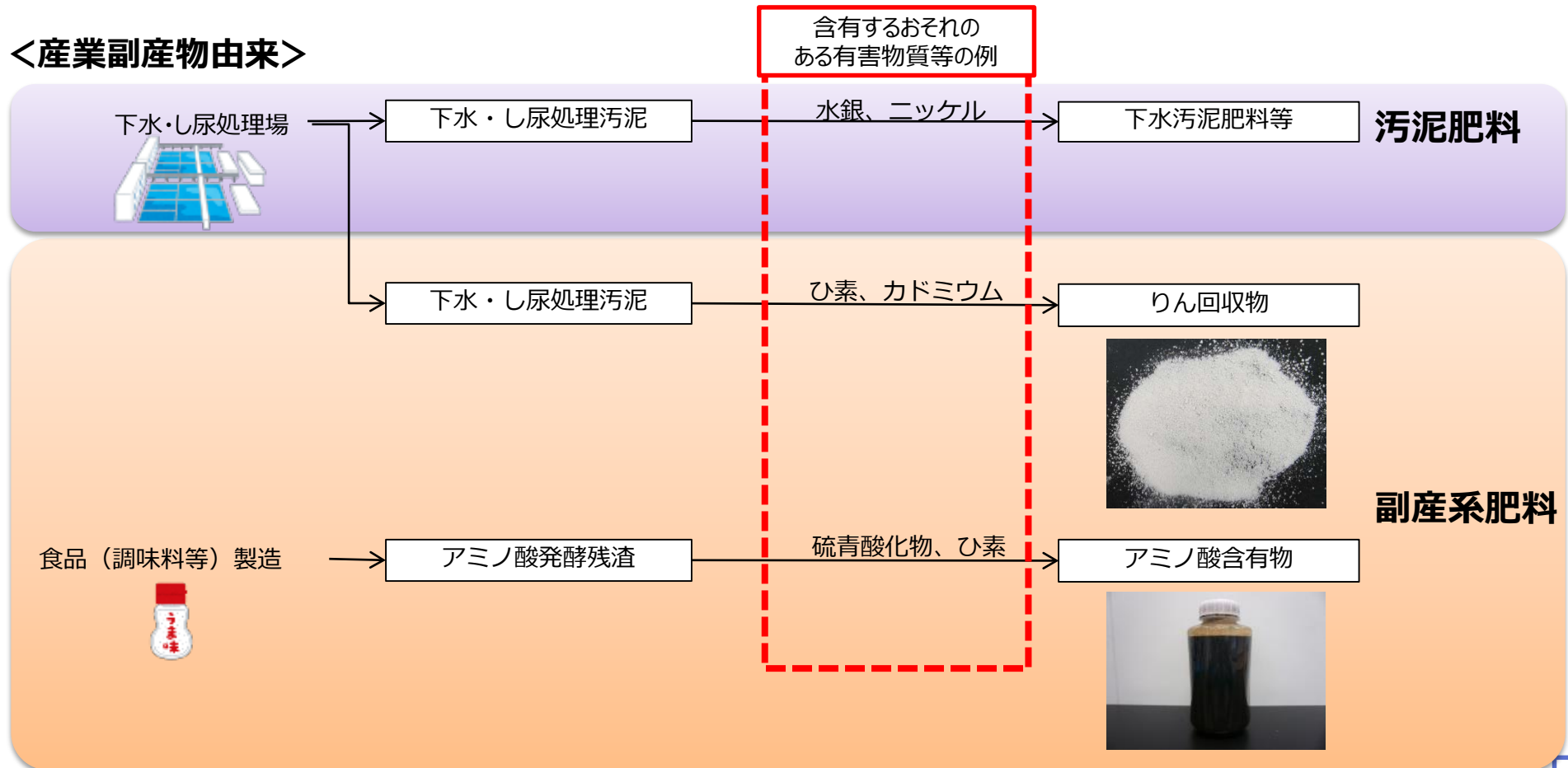
◆ 副産りん酸肥料



# 原料帳簿の設定の背景 2 (副産原料等の管理の重要性)

- 肥料は、**鉱物**を原料とするものや**化学合成**されたものと、**産業副産物**を原料とするものに大別
- 鉱物の品位の低下が進んでいるほか、化学合成においても副産物が利用されるなど、産業副産物を原料として生産される肥料が多くなっており、**安全性の管理 (肥料の規格への適合)**が重要

## <産業副産物由来>



# 原料帳簿の意義（肥料業者による原料管理の徹底）

業者自身が

- ① **原料表示等の表示を適正**に行うとともに、
- ② 生産している肥料に**適正な副産原料を使用**するため原料帳簿による管理を義務づける

## 保証票

登録番号	生産○○号
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	化成999
保証成分量(%)	○○
原料の種類	○○
材料の種類、名称及び使用量	○○ 20kg
収穫年度	令和2年1月1日
生産した年月	○○
生産者の氏名又は名称及び住所	○○
生産した事業場の名称及び所在地	○○

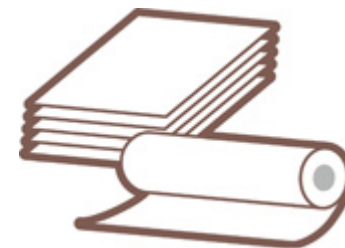
①生産する肥料について  
その**原料の表示等を適正**に行う



②生産する肥料について  
**適正な副産原料を使用**する

を常に  
確認できるようにするため

## 原料帳簿



何を  
どれだけ  
使用したか等の情報を記録

を備え付ける

# 原料帳簿の対象案（①表示の観点）

## ①生産する肥料について、その原料表示等が適正かの観点

原料表示、材料表示、異物表示を行っている肥料を対象

生産業者保証票	
登録番号	生第12345号
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	有機入り化成肥料1号
保証成分量(%)	窒素全量10.0 内アンモニア性窒素8.0 りん酸全量10.0 内水溶性りん酸5.0 水溶性加里5.0
原料の種類 (窒素全量を保証又は含有する原料)	尿素、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ
備考:	窒素全量の量の割合の大きい順である
材料の種類、名称及び使用量 (使用されている効果発現促材)	硫酸第一鉄(鉄として) 1.7%
混入した物の名称及び混入の割合(%)	2, 6-ジクロロベンゾニトリル 0.5
【以下略】	

表示されている

- 原料
- 材料
- 異物

について、適正な表示かを確認するため、それらの使用量等を原料帳簿に記載する必要

※ただし、自社発生のみ動物の排せつ物と水分調整を目的とした植物質原料のみを使用した肥料は帳簿備えの対象外

# 原料帳簿の対象案（②副産原料の観点）

## ②適正な副産原料を使用しているかの観点

原料規格の対象となる原料を使用した肥料を対象

### 原料規格が設定される公定規格

①原料の範囲を限定しなければ肥料の品質の確保が困難なもの  
（多様な産業副産物を原料にできるもの）

副産肥料  
副産動植物質肥料  
液状肥料  
家庭園芸用複合肥料  
化成肥料（肥料原料に化学的操作を行うものに限る）  
吸着複合肥料  
魚廃物加工肥料  
乾燥菌体肥料  
菌体肥料（新設）

②銘柄ごとの主成分が著しく異なり、植物にとっての有害成分を含有する恐れが高いもの  
（多様な汚泥等を原料とするもの）

汚泥肥料  
水産副産物発酵肥料  
硫黄及びその化合物

# 原料帳簿における記載項目

表示に記載のある原料・材料・異物又は原料規格の対象となる原料については

- ① 肥料の表示に記載のある原料、材料、異物については使用量等の情報が必要
- ② 原料規格の対象となる原料については、さらに原料規格に適合する観点の記録が必要

## 必須の記載項目

- 表示に記載のある原料・材料・異物又は原料規格の対象となる原料の名称
- 使用量（原料規格の対象だが、表示に記載が不要な原料は記載不要）
- 購入元（肥料であれば購入帳簿で代用可能）



## 当該原料が原料規格の対象となる時には以下の記載項目も必要

- 発生元（〇〇会社〇〇工場）（試薬や工業用薬品では不要）
  - 発生工程の図や植害試験の結果など、原料規格への適合を確認できる書類を添付・保管
- ※当該原料が登録又は届出された肥料であれば、上記項目の記載は不要

帳簿に添付・保管する、原料規格への適合を確認できる書類の例

試薬の硫安：安全データシート（SDS）

副産物：発生工程の図

植害試験が必要な副産物：発生工程の図と植害試験結果

留意点：輸入業者の場合は、購入元、発生元は記載不要であり、使用量の代わりに使用割合とすることも可能



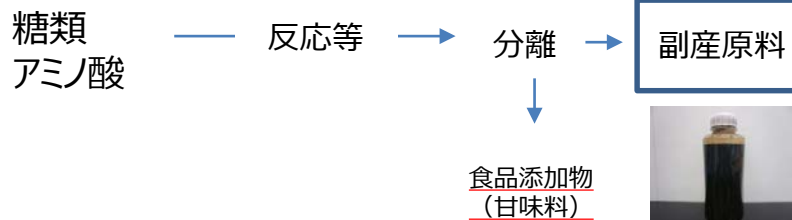
# 原料帳簿の例

## 化成肥料の場合（副産原料を使用した場合） 原料帳簿

生産年月日	令和2年4月3日			
肥料の名称	化成21世紀エディション			
使用したものの名称	使用量	購入元	発生元	備考
水溶性窒素化合物含有物	200kg	何でも商事(株)	食品添加物製作所 千葉工場	別添書類 (発生工程)
なたね油かす及びその粉末	430kg	何でも商事(株)		
配合肥料	400kg	何でも商事(株)		
副産肥料	100kg	何でも商事(株)		
生産量	1500kg	何でも商事(株)		

原料規格(抜粋)	
原料の種類	原料の条件
水溶性窒素化合物含有物	三 食料品、食品添加物又は飼料添加物用化合物製造副産物 (食品、食品添加物又は飼料添加物用化合物含有物)

### 別添書類（水溶性窒素化合物含有物の発生工程）



原料帳簿は、様式を定めず、必要な事項があれば良いこととする



# その他の見直し

---

# 【参考】指定混合肥料の品質低下していないことを確認した分析結果の記録

- 従来、指定配合肥料では、液状肥料やアルカリ肥料との配合は、品質低下の恐れがあるためを認めていなかった。
- 今後は、**分析を行い**一定要件※を満たす場合については、配合を認める。
- 上記の一定要件をみたした根拠の**分析結果を保管**する。

## ※一定要件

(指定配合肥料、指定化成肥料)

- ・ 配合後4週間後以上経過した肥料の成分量 $\geq$ 配合前の保証成分量に基づく設計値の80%
- ・ 配合後4週間後以上経過した肥料成分量 $\geq$ 配合した直後の肥料成分量の80% (非水溶化が生じた場合)

(特殊肥料入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料)

- ・ 配合後4週間後以上経過した肥料成分量 $\geq$ 配合前の原料の分析値に基づく設計値の80%
- ・ 配合後4週間後以上経過した肥料成分量 $\geq$ 配合した直後の肥料成分量の80% (非水溶化が生じた場合)

※指定土壌改良資材は成分量を0として計算

# 【参考】原料等に係る虚偽の宣伝等の禁止（改正概要）

## 【改正の概要】

肥料の主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法について、

- ① 虚偽の宣伝を禁止する。（第26条第1項）
- ② 誤解を生じるおそれのある名称を用いることを禁止する。（同条第2項）

虚偽宣伝の対象	
新(予定)	現行
対象事項	対象事項
1. 肥料の主成分 2. 肥料の主成分の含有量 3. 肥料の効果 4. 肥料の原料 5. 肥料の生産の方法(材料や生産工程等)	1. 肥料の主成分の含有量 2. 肥料の主成分の効果

## 【解説】

- 近年、肥料原料の虚偽表示により、有機農家等に経済被害が生じた事案が発生したこと受け、肥料原料の虚偽表示に対する取締り強化の必要性が生じている。
- 肥料の原料等の詳細情報については、保証票に全て記載するには情報量が多く、別途、チラシやホームページを用いて宣伝を行うことが一般的であることから、今般、これらの虚偽宣伝についても処罰対象とする。また、これに合わせ、原料等について誤解を生じるおそれのある名称についても、処罰対象とする。

# 【参考】虚偽の宣伝の具体的な事例

## ◆ 原料の虚偽表示の例（チラシ）

### 有機入り肥料ABC 7-4-3

この肥料1袋の中には次の成分が含まれています。  
チッソ 1.40kg リンサン 0.80kg カリ 0.60kg

#### 特長

尿素を使用しているにもかかわらず有機由来100%と偽って宣伝

- この肥料は、有機由来100%の肥料です。
- この肥料は、油ヤシ（パーム）の絞り粕の灰、肉骨粉や菜種油かすといった様々な原料を配合しており、生育初期から後期にかけじわじわ栄養を供給します。
- この肥料は、ペレットに成形加工してありますので機械施肥にもお使いになれます。
- この肥料には、硝酸化成抑制材を使用しており、肥料の効き目がよりじっくり栄養を供給する肥料です。

使用していない材料を偽って宣伝

### 原料帳簿 (実際に使用した原材料等について)

生産年月日	令和2年4月3日	
肥料の名称	有機入り肥料ABC7-4-3	
使用したものの名称	使用量	購入元
肉骨粉	200kg	何でも商事(株)
尿素	200kg	何でも商事(株)
副産複合肥料（パームアッシュ）	400kg	何でも商事(株)
なたね油かす及びその粉末	500kg	何でも商事(株)
組成均一化促進材（ゼオライト）	200kg	何でも商事(株)
生産量	1500kg	何でも商事(株)

虚偽の宣伝等については、事実に基づいた適切な表示を徹底するため、肥料事業者に対して以下の内容を周知していく。

- 肥料制度見直しにより、肥料の原料等についても、チラシやインターネットでの宣伝等を含めて取締りの対象となったこと
- 事実と異なること宣伝することは、農家の経済的損失の原因にもなるだけでなく、肥料法のほか、他法令に抵触する恐れがあること
- 宣伝を行う際には、その内容に根拠があるのかを確認・記録の上、事実に基づいた宣伝を心がけること